

# 令和5年度 税制改正のポイント

中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制やインボイス制度導入に係る負担軽減措置、電子帳簿保存法の要件緩和が実現！

## I. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

### 1. 中小企業向け設備投資減税の延長（2年）

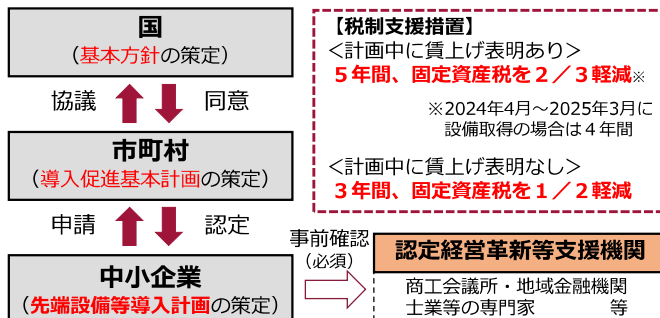
▶ 中小企業の設備投資を促す以下の措置を延長

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<div style="border: 2px solid green; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>2年延長</b> <b>中小企業経営強化税制</b> 即時償却又は税額控除10%（※7%）                 </div>			
	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>2年延長</b> <b>中小企業投資促進税制</b> 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用                 </div>		<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block;">                     □ は、経営力向上計画の認定が必要 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合                 </div>	

### 2. 償却資産に係る固定資産税の軽減措置の創設（2年）

▶ 雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明し、市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき一定要件を満たす機械等を導入した場合に、**最大5年間、固定資産税を2/3軽減**

▶ 賃上げを表明しない場合は3年間1/2軽減



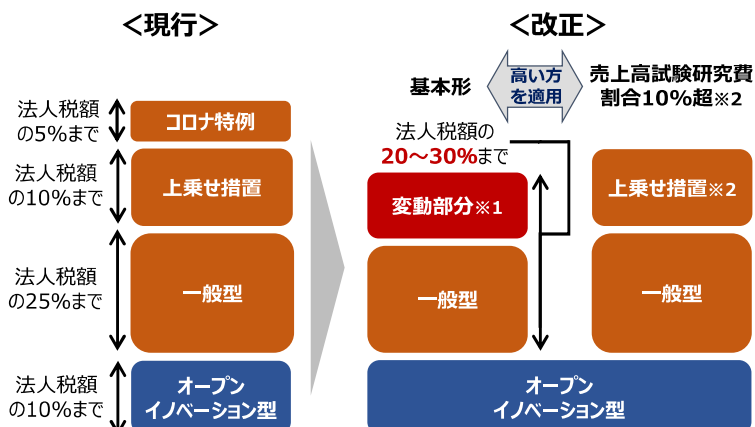
### 3. 研究開発税制の延長（3年）・拡充

▶ 研究開発投資の維持・拡大に対するインセンティブ強化のため、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する措置や控除率の傾きを大きくする措置を導入

▶ 控除上限や控除率の上乗せ措置を3年延長

▶ オープンイノベーション型におけるスタートアップの定義見直しと博士号取得者等の高度研究人材の活用を促す措置の創設、試験研究費の範囲見直し（既存データを活用したサービス開発を追加等）を実施

控除上限の見直し



(※1) 試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動（▲5%～+5%）  
(※2) 売上高試験研究費割合が10%超の場合、控除上限最大10%上乗せ

控除率の見直し

